

学校法人鈴鹿享栄学園学習・教材費等諸活動費の取扱に関する規程

〔平成26年4月1日
制 定〕

(目的)

第1条 この規程は、学校法人鈴鹿享栄学園が設置する学校に在籍する生徒の諸活動に必要な積立金及び会費等（以下「諸活動費」という。）の取扱に関する事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 諸活動費は、教材・テキスト、模擬試験・資格検定試験、学校行事、研修旅行、合宿、各種会費並びにその他教育活動に必要な経費をいうものとする。

(事前通知)

第3条 諸活動費の徴収を行う場合は、事前に年度ごとに用途及び必要とする費用を記載して、別紙様式1号により保護者又は保護者代理人に通知しなければならない。

- 2 年度途中において、徴収金額を変更する必要があるときは、その理由及び変更する金額を明記し、改めて保護者に通知するものとする。
- 3 前2項の通知文書は、学校長の承認を得なければならない。

(徴収方法)

第4条 諸活動費は、納付方法を授業料等同様に銀行口座からの引き落とすことができる。また、現金にて徴収する場合は、理事長名による領収書を発行しなければならない。

- 2 徴収金は、年間必要とする金額を算定し、これを月分で除した金額をもって徴収するものとする。この場合、百円未満は切り上げるものとする。

(会計処理)

第5条 諸活動費の会計は、必要な帳簿を作成し、納品書、請求書、証拠書類等を整理するとともに、正確に事務処理を行わなければならない。

- 2 諸活動費は、会計ごとに会計担当者を置くものとし、積立金等精算が必要な費用は、生徒個々の使用状況（残金）を管理しなければならない。

- 3 諸活動費の管理保管その他この規程に定めのない事項については、原則的として本学園の経理規則に準ずるものとする。
- 4 業者等への支払いは、納品の検収を行い、請求のあった翌月末までに支払うものとする。
- 5 諸活動費は、本学園の会計単位ごとに特別会計として区分経理し、期末に学校会計に合併したうえで計算書類を作成するものとする。
- 6 諸活動費に係る勘定科目は、預り金収入又は預り金支出にて処理するものとする。

(決算)

- 第6条** 諸活動費は、年度末又はその活動が全て終了した日のいずれか早い日において、決算を行い、その結果を速やかに保護者に通知しなければならない。また、決算書については、学校長の承認を得るものとする。
- 2 決算書のほかに、積立金等精算が必要な費用については、個人ごとに使用状況を通知するとともに、剰余金は速やかに当該生徒にそれぞれ返還するものとする。

(規程の改廃)

第7条

この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長がこれを行うものとする。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別紙様式1号 (第3条関係)

学習・教材費 計画書

1人当たり

単位：円

月	項目	数量	単価	金額
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
計				0

以上のとおり計画いたしましたので、下記のとおり諸費用について徴収いたします。

平成 年 月 日

職名

名前

印

月毎の徴収金額	円	÷	カ月	0
---------	---	---	----	---

※費用合計÷月数=1カ月当たりの引落金額(100円未満切上)

年間徴収金額	円	×	カ月	0
--------	---	---	----	---

校長		
----	--	--

--	--	--

様式第2号 (第4条関係)

学納金口座 引落依頼書

別紙計画書に基づき、下記のとおり引落を依頼します。

平成 年 月 日 主任 主任名 印

項目名

対象学年		年
対象		コース
対象クラス		組
引落金額		円/月
引落月	平成 年 月から	月まで
備考		

校長		
----	--	--

--	--	--

